

## 外国籍の子どもの在籍に関する質問紙調査の報告

各 位

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、過日実施いたしました外国籍の子どもの在籍に関する調査の際には、突然の依頼にも関わらずご協力をいただきありがとうございました。岡山県内の保育施設 407 園（有効回答数）の先生方からご回答を得ることができました。

今日、多くの外国籍労働者や留学生が岡山県に滞在している現状があるなかで、帯同している小学校就学後の児童・生徒については、学校種別在籍状況等も調査され加配教員等の支援体制もとられている一方、就学前の幼稚園・保育所等に通う子どもの数は十分な調査等がなされていない状態です。個別の子どもへの支援体制は、所属園に一任の状態であり、外国籍の子どもが入園し、保育者がその対応に追われているという課題が保育現場より指摘されています。現状を打破すべく、外国籍の子どもの就園状況及びその課題を把握すべくこの調査を計画いたしました。この調査をもとに今後、課題は何であるのかを検証し、グローバル化に対応した幼児教育・保育カリキュラムの構築を目指す手がかりとしたいと考えております。

集計結果がまとまりましたので、取り急ぎ、結果の概要をお伝えいたします。質問に該当する回答がどのようなであったかを分かりやすくするために、設問ごとの回答を掲載しております。今回は回答を単純に集計したものです。この後は、調査内容を精査し、各種分析を行い、学会等に発表をしていく予定です。詳細の概要につきましては、ホームページ等で発表をさせていただく予定です。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~wajun/>にて 2015 年 6 月頃を予定しております)

本報告書は回答をお寄せいただいた園に送付させていただいております。この調査についてご質問・不明な点等ありましたら下記までご連絡ください。

なお、この研究は公益財団法人福武教育文化振興財団の平成 26 年度教育研究助成を受けて実施しておりますことを併せてお伝えいたします。

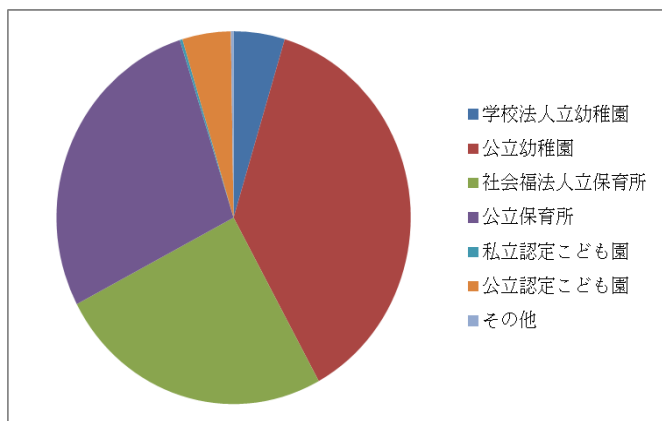
最後になりましたが、今後の貴園のますますのご発展を祈念いたしております。

2015 年 1 月

子ども実践学研究会（岡山）  
佐藤和順（岡山県立大学）  
柏 まり（就実大学）  
松本理子（就実こども園）

【連絡先】 岡山県立大学 保健福祉学部 保健福祉学科 佐藤和順研究室  
〒719-1197 総社市窪木 111 電話/FAX : 0866-94-2132  
E-mail : wajun@fhw.oka-pu.ac.jp

設問 1：貴園のことについてお伺いいたします。



回答園の属性：

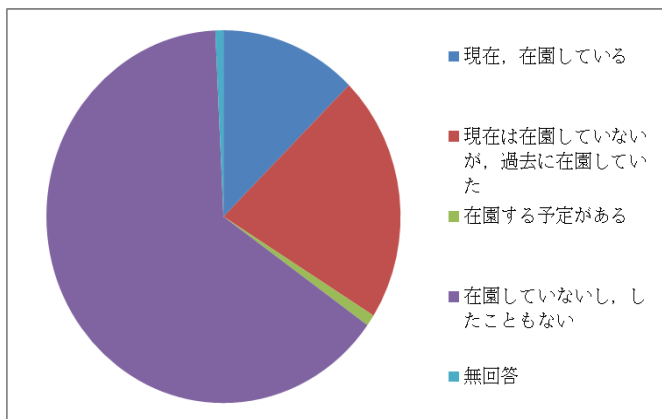
- 1：学校法人立幼稚園（4.7％）
- 2：公立幼稚園（37.4％）
- 3：社会福法人立保育所（25.3％）
- 4：公立保育所（27.8％）
- 5：私立認定こども園（0.2％）
- 6：公立認定こども園（4.4％）
- 7：その他（0.2％）

図 1：回答園の属性

【コメント】

岡山県下の保育施設全 736 園を対象に質問紙調査を行い、有効回答施設の総数 407 園の属性は以上の通りです。幼稚園・保育所・認定こども園と全ての保育施設種からバランスよく回答を得ることができたと考えます。

設問 2：外国籍の子どもが在園していますか、あるいは在園していましたか。



在園状況：

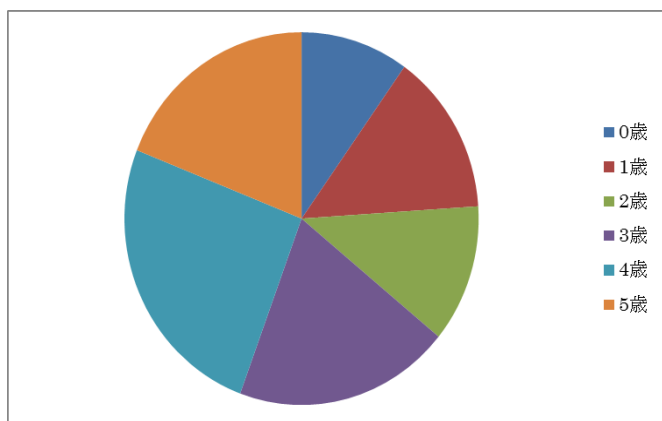
- 1：現在、在園している（12.5％）
- 2：現在は在園していないが、過去に在園していた（21.4％）
- 3：在園する予定がある（1.0％）
- 4：在園していないし、したこともない（64.4％）

図 2：外国籍の子どもの在籍状況

【コメント】

在籍歴があると回答した園は地域的に広範囲にわたることが確認されました。外国籍の子どもの問題は、都市部や一部の地域だけの問題ではないことがわかります。県内の全ての保育施設が外国籍の子どもの教育・保育に携わる可能性があり、保育施設全体の課題として捉える必要があると考えられます。

設問 3：現在，在園している園児数を年齢，母語ごとに記入下さい。



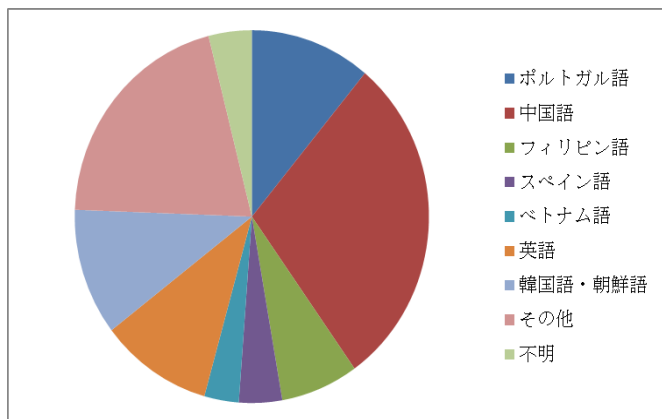
園 児 数：

- 0 歳 (9.9%)
- 1 歳 (14.1%)
- 2 歳 (12.0%)
- 3 歳 (19.7%)
- 4 歳 (25.4%)
- 5 歳 (19.0%)

図 3：外国籍の子どもの属性

【コメント】

外国籍の在籍児は，0 歳児から 5 歳児までの全年齢で確認されました。また，3 歳以上児が全体の 63.9%を占めていますが，3 歳未満児も 36.1%在籍しており，3 歳未満児保育の需要も確認されました。



母 語：

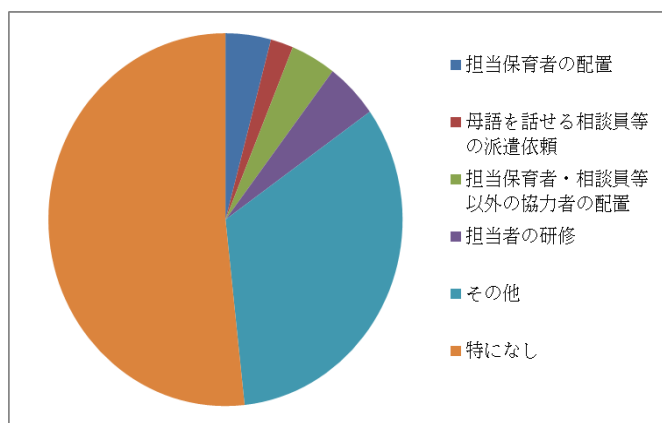
- ポルトガル語 (11.0%)，中 国 語 (29.1%)，
- フィリピン語 (7.1%)，ス ペ イ ン 語 (3.9%)，
- ベ ト ナ ム 語 (3.1%)，英 語 (10.2%)，
- 韓 国 語 ・ 朝 鮮 語 (11.0%)，そ の 他 (20.5%)，
- 不 明 (3.9%)

図 4：外国籍の子どもの母語

【コメント】

中国語が約 3 割を占めました。その他の言語として，具体的にはフランス語，イタリア語，マレー語，アラビア語，モンゴル語，パシュトゥ語，ガンミール語，ベンガル語，ルーマニア語が把握されました。外国籍の子どもの母語は多岐にわたり，日常的に触れることのなかった言語への理解が求められています。多様化する子どもの母語に合わせて対応することの難しさが明らかとなりました。

設問 4：外国籍の子どものために配慮している（していた）ことがありますか。



配慮事項：

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 1：担当保育者（専任）の配置      | （4.1%）  |
| 2：子どもの母語を話せる相談員等の確保 | （2.1%）  |
| 3：1・2以外の協力者の配置      | （4.1%）  |
| 4：担当保育者の研修          | （4.8%）  |
| 5：その他               | （33.1%） |
| 6：特になし              | （51.7%） |

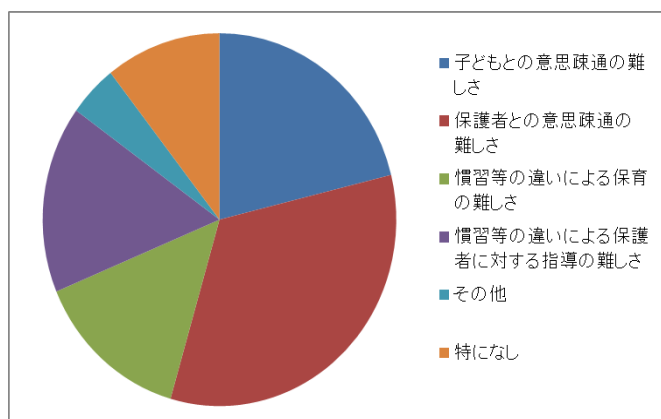
図 5：外国籍の子どものための配慮事項

【コメント】

配慮の中でも最も割合の高かった「その他」の配慮事項は、保育施設から保護者へ配布される書類や通信等の配布物に関する配慮でした。具体的には、ひらがな表記にする、ローマ字表記にする、口頭で伝える、絵や写真を取り入れて説明をする等が挙げられました。次に子どもへの配慮事項として、絵カードによる視覚的支援、食事の配慮、日本語が話せる家族や身内からの支援、担当保育者が簡単な言葉を覚える等が把握されました。また、実際の対応例として、「保育施設や担当保育者が、子どもの母語の辞書を購入して勉強する」、「言葉が伝わらない場合は身振り手振りで伝わるように工夫する」、「連絡事項は個別に1対1で話して伝える」といった記述もみられました。これらの配慮事項は全て個別対応が不可欠であり、各保育施設は対応に苦慮しながらも、担当保育者を中心に保育施設職員全員で対応にあたる姿が明らかとなりました。

回答で最も多かった「特になし」の内容を精査すると、子どもの日本語能力が高い、子どもが自然と言葉を覚え集団生活にも慣れた、保護者が日本語を理解できる等、特別な配慮の必要性が低かったことが要因として考えられます。配慮事項の必要性及び有無は、コミュニケーション能力・語学能力と関係があると考えられます。

設問 5：外国籍の子どもの在園で困っていること（いたこと）がありますか。



困った事項：

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1：子どもとの意思疎通の難しさ              | （21.1%） |
| 2：保護者との意思疎通の難しさ              | （33.3%） |
| 3：慣習等の違いによる保育の難しさ            | （14.2%） |
| 4：慣習等の違いによる<br>保護者に対する指導の難しさ | （16.3%） |
| 5：その他                        | （4.5%）  |
| 6：特になし                       | （10.6%） |

図 6：外国籍の子どもの在籍で困ったこと

## 【コメント】

保育現場では、直接保育にあたる子どもとの意思疎通以上に「保護者との意思疎通の難しさ」を感じていることが分かりました。また、「子どもとの意思疎通」に関しては、特に、子どもが保育施設の生活に慣れるまでの期間に子どもとの意思疎通の難しさを感じていることが分かりました。

「慣習等の違いによる保育の難しさ」として、食事への配慮、行事等への参加、生活習慣、気候や気温への対応等が挙げられました。「慣習の違いによる保護者指導の難しさ」は、子育てに対する考え方の違い、保育施設のきまりの必要性や行事への理解を得る難しさが具体的に挙げられました。慣習や子育て観に違いがあっても保育施設の考えや必要性を詳細に説明できれば、互いに理解し合うことが可能であり、保護者対応の難しさの根底に言葉の問題があることがここからも分かります。

「その他」に関する具体的な記述内容は、食生活が異なり給食が困った、日本食に慣れない、苦手な食材や献立等給食への対応、保護者同士の関係づくり、保育制度や手紙等配布物への配慮が挙げられました。

「特になし」の回答の要因としては「子どもが日本語を理解することができた」、「保護者（父親もしくは母親）が日本語を理解することができた」というように、子ども及び保護者の日本語の能力が高く、言語コミュニケーションに問題がないことがあるようです。また、対象となる子どもの年齢が低く、抱く、微笑みかけるといった非言語コミュニケーションを中心とした保育が主流となる限られたケースにおいて、特に困ったことはないという回答が得られました。

**設問6：外国籍の子どもであるために十分な保育を受けることができていると感じることがありますか。**

(自由記述)

自由記述の回答から、「日本語能力及び言葉によるコミュニケーションに関する課題」と「食習慣や慣習の違いによる相互理解に関する課題」に関する意見が多く挙げられました。

具体的な「日本語能力及び言葉によるコミュニケーションに関する課題」の内容として、「幼児同士のコミュニケーションが取れず、思いの食い違いからトラブルになりやすい」「日本語が通じないため日本語での指導援助ができていない」「言葉が通じず泣いても援助できなかった」「子どもが訴えているとき等言葉がわからないので子どもの思いをくみ取ることができない」「職員も外国語が分からないので、その子の思いを十分に理解してあげられない」等、友達との関係づくりに関する問題や保育者の指導援助や子ども理解に関する問題点が挙げられました。具体的な保育場面では、一斉保育での製作活動、絵本の読み聞かせ、話し合いの場面等、日本語がわからないために理解が不十分なまま活動が進められている現状も明らかになりました。また、保護者との連携や協力及び相互理解に関する問題点として「持ち物の伝達事項が伝わりにくく持ち物に不足や不備がある」「行事等細かい伝達事項が伝わりにくい」「保育施設に対する理解が不十分のため(子どもをただ預かってくれる場所という認識)子どもの育ちについての話し合いが進まない」等が挙げられました。さらに、「家庭では母語を使うため日本語の習得が遅く心配した」等、子どもの日本語習得に関する問題点が明らかとなりました。

次に「食習慣や慣習の違いによる相互理解に関する課題」の内容として、「日本食が食べられず困った」「食習慣が違うので食べられる食品数が少なく困った」等食習慣の違いに関する問題点や「慣習の違いにより、とんど、豆まき等日本の行事の時に欠席する」「保護者に主旨を説明しても慣習の違いから理解が得られない」「気候・国土の違いから風邪をひきやすいという理由により、厚着や夏の水遊びや冬の戸外遊びに参加できない」等、慣習の違いによる問題点が挙げられました。

## 【コメント】

回答内容は前述のように「日本語能力及び言葉によるコミュニケーションに関する課題」と「食習慣や慣習の違いによる相互理解に関する課題」に大別されました。さらに、「日本語能力及び言葉によるコミュニケーションに関する課題」については、(1)友達との関係づくりに関する問題、(2)保育者の指導援助及び子ども理解に関する問題、(3)保護者との連携・協力・相互理解に関する問題、(4)子どもの日本語習得に関する問題に分類することができました。「食習慣や慣習の違いによる相互理解に関する課題」については、(5)食習慣の違いに関する問題、(6)慣習の違いに関する問題、に分類することができました。

**設問 7：外国籍の子どもが十分な保育を受けるために、必要だと思われる援助・体制等あれば書いてください。**

**(自由記述)**

自由記述の回答から「自治体・公的機関における支援」、「地域社会との連携に関する支援」が必要だという意見が多く挙げられました。具体的に求められる「自治体・公的機関における支援」として、「保護者への入園に関する情報提供」「子どもの母語を話せる担当保育者・支援員・相談員・通訳等の人員の配置」「園側の要請に即時対応できる支援体制」「保護者や子どもを対象にした日本語を学習する環境」「職員の語学及び異文化理解に関する研修」「外国籍の親子が日本語や日本の習慣を研修できる場所の確保が必要」等が挙げられました。また、「地域社会との連携に関する支援」として、「地域や学生ボランティアとの連携」「日本語学校との連携・日本語指導」「地域でも全体で支えていける体制もあればきっと幸せにつながると思います」「ご近所や地域で支えていくような温かい援助(家庭でも子どもと遊ぶ, 家族同士で付き合いをする, 園だよりを読んで説明や補足をしてあげる等)が大切だと思う」「外国籍の保護者が浮いてしまいがちになり, また, 子どもがトラブルを起こした時に保護者同士も話し合うことが難しいので保護者の友達作り, 相談相手等のサポートも必要である」等が挙げられました。また, 実際に行われている支援として「居住している市には, 園生活に必要なことばのマニュアルがあるので助かる(スペイン・ポルトガル・タイ・インド(英))」「小学校や教育委員会等と連携し, 子どもの母語や英語を職員がALTの先生から研修や知能検査で配慮をお願いできたのでそういった他機関との連携が必要だと思う」「居住している市は予防接種等の手紙はそれぞれの国の言葉で配布してもらえています。また通訳の方も市役所におられるので助かっています」といった内容が確認されました。

## 【コメント】

外国籍の子どもの教育・保育の難しさの要因として、日本語能力及び言葉によるコミュニケーションに関する課題及び食習慣や慣習の違いによる相互理解に関する課題があることが明らかとなりました。このような状況を解消するためには、「自治体・公的機関における支援」、「地域社会との連携に関する支援」が必要だと保育施設では考えているようです。こうした支援を実現するためには、保育施設が拠点となり、外国籍の子ども・保護者のニーズに応じて、自治体及び公的機関からの支援が得られるような体制づくりが必要と考えます。また、外国籍の子どもと保護者が孤立することなく、地域社会とつながるためには、保育施設が拠点となって地域社会が保有する施設や人材を活用し、地域と子ども・保護者との交流の場をつくることが重要と考えます。このように、外国籍の子どもの保育の質を保障するためには、保育施設を拠点とした、外国籍の子ども・保護者と自治体・公的機関・地域をつなぐ支援ネットワークを構築することが必要です。本調査を通して想定された、保育施設を拠点とした外国籍の子ども・保護者支援ネットワークモデルについて図式化しました。

外国籍の子ども・保護者を孤立させないような環境を作り出すことが重要だと考えられます。このようなネットワークが構築することができるのであれば、外国籍の子どもの保育の質は一定程度、保障されるのではないかと思います。

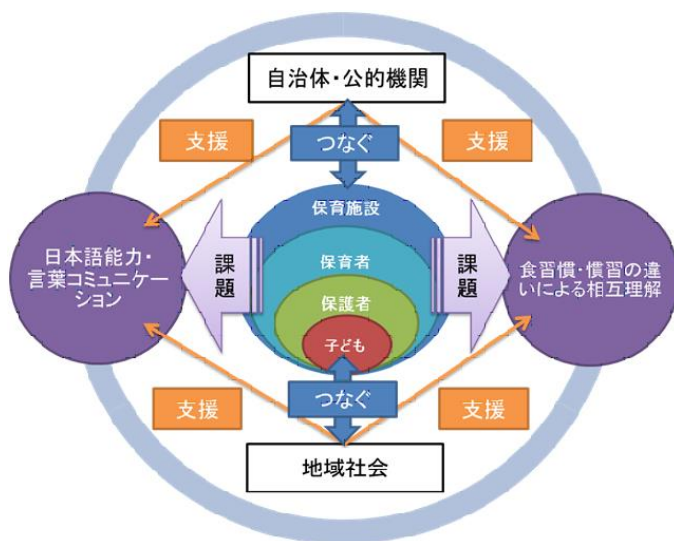


図7：外国籍の子ども・保護者支援ネットワークモデル

上記のような結果を受け、現在、個別事例についてのインタビュー調査等を実施しております。今後もその成果について、関係のホームページ等で情報発信する予定です。

以上



FUKUTAKE  
EDUCATION AND CULTURE  
FOUNDATION

助成／公益財団法人福武教育文化振興財団